

計画的な保護管理の推進に向けた調査・検討

1. これまでの経緯

平成 24 年度は、各県におけるクマ類の保護管理計画の分析を行い、クマ類の保護管理における課題を整理し、その対応方針について検討した（参考資料 1）。

クマ類における保護管理は、個体数は回復の傾向にあると考えられている一方で、人身被害が発生するなど、集落や市街地への出没による問題が深刻化している。また、保護管理を推進していくためには、専門的な技術や知識を持った人物の配置が重要と考えられている。

そこで、平成 25 年度は、【課題 2】の中に含まれる「集落や市街地への出没対応と出没抑制対策」と多くの課題に共通する「保護管理を推進するための人材配置」について各地域における状況を把握、整理することを目的とした。

2. 集落や市街地への出没対応と出没抑制対策

2-1. アンケート調査の実施

都道府県における集落や市街地への出没対応と出没抑制対策の実態を把握するために、（１）出没情報の収集、（２）出没時の対応（３）出没抑制対策について、アンケートを実施した。

2-2. アンケート調査の結果

・アンケート結果の詳細は、参考資料 2 を参照。

（１）集落や市街地への出没情報の収集

- ・ 出没情報の収集は、ほとんどの地域で実施されていた。

回答数	33
収集	31
未収集	2

- ・ ただし、出没時の通報先が統一されておらず、収集体制の整備が不十分な事例もあった。

（２）集落や市街地への出没時の対応

- ・ クマ類が集落や市街地に出没した際の対応手順（出没マニュアル）の整備は、多くの地域で作成されていた。

回答数	33
作成	27
未作成	6

- ・ ただし、簡易なマニュアル等のみでは判断が困難なケースが多く、市町村担当者が

現場で苦慮する事例があるなど、対応手順作成後の実施体制は十分ではない。

(3) 集落や市街地への出没抑制対策

- ・ 出没抑制のための対策を実施している県は、6割に満たず、十分に実施されていないかった。

回答数	32
実施	18
未実施	14

- ・ 出没抑制のための対策を実施していない理由として、市町村に一任している事例があった。
- ・ また、人家周辺にクマの出没情報があった場合には檻を仕掛け、捕獲して奥山に放獣しているため、常時の出没抑制は行っていない。といった回答もあった。
- ・ 緩衝帯整備などの対策を実施している場合でも、維持管理が不十分なため効果が持続しない事例などがあり、また、効果を実感している事例は、実施事例の5割程度に留まっていた。

出没情報の収集とその対応については、課題もあるが、積極的な取り組みがなされていた。しかし、出没抑制のための取り組みは十分に実施されておらず、対策を市町村に一任している事例や、実施した場合でも維持管理が不十分なため継続的に効果が得られていないなど、出没抑制対策の効果的な実施が課題と言える。

2-3. ヒアリングの実施

都道府県を対象としたアンケート調査から「出没抑制対策の効果的な実施」という課題が浮き彫りになった。そこで、いくつかの優良事例について詳細な状況を把握し、出没抑制対策の効果的な実施方法を整理することを目的に、自治体の担当者や専門家へのヒアリングを実施した。

(1) 自治体担当者

- ・ 広島県安芸太田町上田吹地区における取り組み
広島県 環境県民局 自然環境課 野生生物グループ
広島県 農林水産局 森林保全課 森づくり推進グループ
広島県 安芸太田町産業振興課

(2) 専門家ヒアリング

- ・ 岩手県盛岡市猪去地区における取り組みと出没抑制対策の効果的な実施について
岩手大学 青井俊樹氏

2-4. まとめ

(1) 出沒抑制の効果的な実施に向けて

① 行政と住民の役割の明確化

- ・ 維持管理は、あくまでも地元主体に実施すべき。
- ・ ただし、被害対策を地域に押しつけるだけでは、解決不可能であり、経費と労力の確保が必要。
- ・ 行政機関の役割は、対策実施のためのきっかけ作り（財源）と計画策定（現場の状況にあった手法の選択）。また、維持管理は、あくまでも地元主体に実施すべきという意識を確立する必要がある。（農家の意識改革の実施）

② 地元が継続的に維持管理できる仕組み作り

- ・ 地元が主体的に継続可能な仕組み作りが必要。（地元への還元体制の構築）
- ・ 広島県では、出沒抑制対策で発生した間伐材や竹を、地元通貨やチップボイラーの材、竹炭として活用している。また、不要果樹のもぎ取り、販売を実施している。

3. 保護管理を推進するための人材配置

3-1. ヒアリングの実施

保護管理を推進するために人材を配置している事例について、都道府県における取り組み状況を把握するためにヒアリングを実施した。ヒアリング対象は、クマ類の特定鳥獣保護管理計画や任意計画、もしくは鳥獣保護事業計画に、人材の配置を位置づけていた自治体から決定した。ヒアリング対象は、以下の通り。

- ・ 広島県 クマレンジャー：広島県 環境県民局 自然環境課 野生生物グループ
- ・ 北海道 ヒグマ捕獲指導員：北海道 環境生活部 環境局 生物多様性保全課
動物管理グループ
- ・ 長野県 クマ対策員：長野県 林務部 森林づくり推進課 野生鳥獣対策室
- ・ 島根県 鳥獣専門指導員：島根県中山間地域研究センター 農林技術部
鳥獣対策グループ
- ・ 兵庫県 森林動物専門員：兵庫県森林動物研究センター 業務部

3-2. まとめ

- ・ 各取り組みにおいて、人材を配置することで一定の効果は得られていた。
- ・ 猟友会等への業務委託の場合、捕獲に関連した取り組みにおいては有効であり、比較的、安価に取り組むことが可能。

- ・ 専門的技術・知見を持った民間へ委託している事例では、研修体制を整備する必要はなく、幅広い活動が可能となる。ただし、緊急的な対応ができることが実質的な条件となる。
- ・ 嘱託職員を採用、もしくは、県行政職員を配置し、充実した研修体制により専門性の高い人物を独自に育成している事例では、出沒対応から被害対策指導、人材育成など、幅広く専門的な活動内容が可能となっている。また、県職員自らの活動によって、県民の保護管理への理解向上や、地元主体に被害対策に取り組む姿勢の変化などの成果も挙げられていた。ただし、研修体制の整備が必要であり、また、嘱託職員の場合、任期付きのため継続的な取り組みが課題となり、県行政職員の場合は、予算確保が課題となる。

4. 論点

クマ類の保護管理に関するレポート（平成 25 年度版）で、保護管理推進のための人材配置を取り上げる予定でいる。人材の配置は、各地域の保護管理の状況（クマ類の生息状況や保護管理の推進状況）によって、何が課題となっているのか見極め、目的に応じた人材の配置を実施する必要がある。

論点 1：配置する人材の体制から、以下の 4 つのパターンに区分した。

レポートで紹介するにあたり、このパターン分けが適当であるか。

- ① 猟友会などへの委託
- ② 専門的技術・知見を持った民間（個人・団体等）への委託
- ③ 嘱託職員を採用
- ④ 県雇用職員の配置

論点 2：上記以外の人材配置に関する情報提供